

部活動地域展開推進業務委託

プロポーザル募集要領

藤沢市教育委員会 教育指導課
2026年（令和8年）2月

目次

1	業務の経緯、公募型プロポーザル方式採用の理由.....	1
2	業務の概要.....	1
3	参加者に求められる資格要件	1
4	プロポーザルの日程	2
5	募集要領等の配布.....	2
6	本件に関する事務担当・問い合わせ先	3
7	参加申込書等の提出	3
8	参加資格の審査及び結果通知	4
9	質問及び回答	4
10	企画提案書等の提出	5
11	企画提案書の作成要項.....	5
12	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	6
13	評価・採点及び結果の通知	7
14	契約締結	8
15	提案者の欠格事由	8
16	参加辞退	8
17	その他留意事項	8

1 業務の経緯、公募型プロポーザル方式採用の理由

本業務は、国が示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、教員の負担軽減や少子化の中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化活動を継続して親しむ環境を整備するため、段階的に部活動の地域展開を推進することを目的とするもので、国が示す改革実行期間（令和8～13年度）内に、市内すべての公立中学校において休日の部活動の地域展開が完了することを目指し、実証研究を実施するものです。

部活動の地域展開については、国のガイドラインにおいて、地域の実情にあわせて推進することとされていることから、本市の抱える課題やニーズを踏まえたうえで、子どもたちがスポーツ・文化活動に親しむ機会を奪うことなく計画的に地域展開を進めるとともに、継続的な運営が可能となる手法が求められます。

こうした要件に応えることことができるノウハウや経験を持つ事業者を評価・選定するため、プロポーザル方式を採用するものです。

2 業務の概要

（1）委託業務の名称

部活動地域展開推進業務委託

（2）履行期間

2026年（令和8年）4月1日から

2027年（令和9年）3月31日まで

（3）委託料の上限額

6,345,000円（税込み）

（4）業務内容

別紙「部活動地域展開推進業務委託仕様書（案）」のとおり

3 参加者に求められる資格要件

本業務に係るプロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 公告の日において、令和7、8年度かながわ電子入札システムの入札参加者として藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。
- (2) 公告の日から契約締結日までの全期間に渡って、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 指名停止を受けていないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本プロポーザルの参加申込書の提出時において、法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (4) 本プロポーザルの参加申込開始日の前日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている事業者を除く。

4 プロポーザルの日程

参加申込・質問の受付開始	2026年（令和8年）2月6日
参加申込・質問の受付締切	2026年（令和8年）2月26日
参加資格審査結果の通知期限 質問に対する回答の通知期限	2026年（令和8年）3月3日
提案書の受付開始	2026年（令和8年）2月6日
提案書の受付締切	2026年（令和8年）3月9日
プレゼンテーション審査	2026年（令和8年）3月19日
選考結果通知	2026年（令和8年）3月23日（予定）

5 募集要領等の配布

本プロポーザルに関する募集要領等の資料は次のとおりである。

- (1) 部活動地域展開推進業務委託プロポーザル募集要領（本書）
- (2)（別紙1）部活動地域展開推進業務委託仕様書（案）
- (3)（別表）採点審査項目
- (4)（様式1）参加申込書
- (5)（様式2）業務実績報告書
- (6)（様式3）質問書
- (7)（様式4）見積書
- (8)（様式5）辞退届

これらは、2026年（令和8年）2月6日から本市ホームページにて公表し、ダウンロードするものとする。

6 本件に関する事務担当・問い合わせ先

藤沢市教育委員会 教育指導課

住所：〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話：0466-50-3559

メール：fj-sidouka@city.fujisawa.lg.jp

7 参加申込書等の提出

参加希望者は次のとおり、参加申込書等を各1部提出するものとする。

（1）提出期間

2026年（令和8年）2月6日から

同年2月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時00分から正午まで、

午後1時00分から午後5時00分まで

（2）提出方法

教育指導課に直接持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、事前に教育指導課に電話連絡すること。また、郵送の場合は、書留、簡易書留及び特定記録のいずれかの方法で送付することとし、2026年（令和8年）2月26日必着とする。

（3）提出物

- ア (様式1) 参加申込書
- イ 会社概要 (A4判で任意様式、会社案内のパンフレットも可)
- ウ (様式2) 業務実績報告書
- エ 上記ウに係る契約書等の写し (件名、業務内容、契約金額、契約期間、契約者が確認できるもの)

8 参加資格の審査及び結果通知

参加申込書等の提出者すべてに、2026年（令和8年）3月2日までに電子メールにて審査結果を通知する。電子メールを受信した際は、確認のため、提案募集事務局に電話連絡すること。

審査の結果、本プロポーザルへの参加が認められた提出者を参加者と称することとする。

9 質問及び回答

(1) 提出期間

2026年（令和8年）2月6日から

同年2月26日午後5時00分まで

(2) 提出方法

電子メールでの提出とする。

タイトルを「(部活動地域展開推進業務委託) プロポーザルに関する質問書について」とし、質問書を添付して送信すること。

なお、不着防止のため、送信後（閉庁時間帯に送信した場合は翌開庁日）に教育指導課に電話連絡すること。

(3) 質問書の回答

質問書に対する回答は、2026年（令和8年）3月3日を期限として、藤沢市ホームページ上で公開する。

なお、公正なプロポーザル実施の観点から、質問書提出者の事業者名等は非公開とする。また、回答に対する再質問は受け付けない。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

2026年（令和8年）2月6日から

同年3月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時00分から正午まで、

午後1時00分から午後5時00分まで

(2) 提出方法

教育指導課に直接持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、事前に教育指導課に電話連絡すること。また、郵送の場合は、書留、簡易書留及び特定記録のいずれかの方法で送付することとし、2026年（令和8年）3月9日必着とする。

(3) 提出物

ア 企画提案書（様式は次項の作成要項のとおり）

イ 見積書（様式4）

(4) 提出部数

正本1部、副本10部

11 企画提案書の作成要項

(1) 様式等の形式

ア サイズ：A4判用紙（縦）

イ 文字方向：横書き（図表等に含まれる文字を除く）

ウ 印刷方法：両面、左綴じ、カラー印刷

エ 文字ポイント：12ポイント以上（図表等に含まれる文字は除く）

オ ページ番号：表紙及び目次を除きページ番号を下部中央へ付すこと

カ ページ数：表紙及び目次、裏表紙を除き、30ページ以内とする

(2) 体裁

ア 表紙

（ア）題名は「部活動地域展開推進業務委託 企画提案書」とすること。

（イ）提出日の年月日を記載すること。

（ウ）正本は、法人等住所、名称、代表者職氏名を記載し、副本は、法

人名称を記載すること。

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。

ウ 企画提案内容

別紙1「部活動地域展開推進業務委託仕様書（案）」及び別表「採点審査項目」に基づき作成し、次の要件を具体的に記載すること。

（ア）会社概要及び業務実績

（イ）本事業の考え方及び効果的、効率的な活用方法

（ウ）事業の企画提案内容

※別表「採点審査項目」の「評価の着眼点」、1～13の項目について
はすべて記載すること。

（エ）スケジュール

（オ）緊急時対応・危機管理

（カ）見積額

（3）製本方法

正本及び副本とともに、表紙、目次、企画提案内容の順に1部ごとにまとめてとじること。

（4）記載方法

ア 記載する言語は日本語とし、金額は日本円とする。

イ 日本語の文章とし、難解な技術用語等の使用は極力避け、必要な場合は脚注を付けること。

1.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

（1）実施日時及び場所

2026年（令和8年）3月19日に藤沢市役所本庁舎にて実施することを予定しているが、詳細については企画提案書等を提出した参加者に通知するものとする。

（2）実施時間

各参加者の実施時間は、30分程度（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度）を予定とする。なお、準備・撤収時間はこの時

間には含まれない。

(3) 出席

1 事業者につき 5 名以内とする。

(4) 資料・機器等

ア 事前に提出した企画提案書を用いてその内容を説明すること。（提出された副本を使用するため、実施日に参加者が新たに用意する必要はない。）

イ プレゼンテーション実施時に資料の追加・変更は認めない。

ウ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。なお、プロジェクター（標準HDMI端子でパソコンと接続して使用）、スクリーン及びマイクは本市で用意する。

1.3 評価・採点及び結果の通知

(1) 評価及び審査方法

本市が設置する「部活動地域展開推進業務委託」に係る事業者選考委員会（以下「事業者選考委員会」という。）が「(別表) 評価・採点基準表」に基づき、提出されたプロポーザル企画提案書の内容及びプレゼンテーション、ヒアリングについて評価し、点数化する。評価項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉事業者とし、2番目に高い者を第2優先交渉事業者とする。また、3番目以降の者においても同様に順位をつけるものとする。ただし、各評価者が付した評価点の合計が満点の100分の60に満たない参加者は優先交渉事業者としない場合がある。

なお、この場合において、評価点の合計が同じ者が2者ある時には、見積価格が低い者から順位を決定するものとする。

(2) 結果の通知

選考結果は、プレゼンテーション審査を実施した参加者に対して、2026年（令和8年）3月23日（予定）に文書で発送し、本市ホームページに公表する。

なお、各選考委員の評価点の合計点は参加者ごとに公開するが、個別

の点数は公開しない。

1 4 契約締結

優先交渉事業者との協議が整い次第、仕様を調整のうえ、速やかに「部活動地域展開推進業務委託」について契約を締結する。

ただし、優先交渉事業者が、参加資格を満たさなくなった場合若しくは交渉において本業務の履行ができないと判断した場合においては、第2位以下の優先交渉事業者から順に繰り上げて、新たな優先交渉事業者とする。

1 5 提案者の欠格事由

次のいずれかに該当したものは、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの期間中に、「3 参加者に求められる資格要件」で規定する応募資格を失った場合
- (2) 「2－(3) 委託料の上限額」で規定する上限額を超えて提案を行った場合
- (3) 提出物に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) プレゼンテーションに不参加の場合

1 6 参加辞退

本プロポーザルの参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合は、速やかに持参又は郵送により、(様式5) 辞退届を提出すること。

1 7 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、再委託（業務の全部又は一部を第三者に委託又は請負わせること）はできない。ただし一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は再委託することができる。

- (3) 本案件は、令和8年度予算が藤沢市議会において議決されることを条件とする。予算が議決されず、成立しなかった場合は本プロポーザルが無効となる場合がある。なお、事業者は市に対し、参加表明書や企画提案書の提出にあたって負担した費用等については請求できないものとする。
- (4) 提出書類は、一切返却しない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類の加除及び変更は認めない。
- (7) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、「藤沢市情報公開条例」に基づく請求があった場合には、同条例に基づいて対応するものとする。
- (8) 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (9) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本市は著作物の全部又は一部を使用できるものとする。
- (10) 提出書類の記載内容が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとする。

以上